

## 2024年度 労働者派遣事業に関する情報提供

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第23条第5項に基づき、以下の通りお知らせいたします。

事業所名；新明和商事株式会社 【派 28-301049 (2017年10月1日)】  
所在地 ；兵庫県西宮市高松町4番8号  
対象期間；2024年4月1日～2025年3月31日

### 1. 派遣料金等の明示

派遣労働者数(2025年3月31日時点)	71名
派遣先数(24年度取引企業/団体数)	12件
派遣料金の平均額(A)	18,528円/日(8h)
派遣労働者の賃金平均額(前払退職金・賞与含む)(B)	13,296円/日(8h)
派遣料金と賃金の差額割合((A-B)/A)	28.2%

※差額割合には、当社が負担する法定福利費、福利厚生費、年次有給休暇賃金充当額、教育訓練費、事業運営諸経費(販管費)等が含まれます。

### 2. 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定に関する事項

労使協定締結の有無	有り (協定の有効期間の終期；2026年3月31日)
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	機械製造技術者、建築・土木技術者等、専門的職業(翻訳)、一般事務員、生産関連事務員、営業・販売事務員、事務用機器操作、営業員、生産設備オペレーター(金属)、機械組立設備オペレーター、製造・加工処理工(金属)、機械組立工、機械整備・修理工、機械検査工、生産関連(塗装工)、生産類似の職業、フォークリフト運転作業員

### 3. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

教育訓練の内容	対象者	実施時間	費用負担
新規採用者教育(安全教育)	新規採用者	0.5時間	無償
ビジネススキル教育(web動画)	派遣労働者	0.5～1h/回	無償
キャリアアップ研修(集合座学)	派遣労働者	3h	無償

### 4. その他労働者派遣事業の業務に関する参考事項

- ・社会保険・労働保険への加入(健康保険、介護保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険)
- ・年次有給休暇付与、慶弔休暇付与、各種休業(私傷病、育児・介護等)制度
- ・定期健康診断、人間ドック利用補助、ストレスチェック制度、保養施設利用提供
- ・メンタル・健康相談(イントラ「健康・介護チャンネル」、家庭常備薬斡旋)
- ・福利厚生支援(ベネフィットステーション会員登録) ※無期雇用者のみ

### 5. キャリアコンサルティング相談窓口

人材・教育課 竹田・河野 [TEL；0120-106-399 / E-Mail；[jinzai@shinmaywa-shoji.co.jp](mailto:jinzai@shinmaywa-shoji.co.jp)]